

2016年度(平成28年度) 金沢大学大学院人間社会環境研究科(第2期募集)
入学試験問題(法学・政治学専攻)

試験科目	行政法		
問題区分	一般	解答用紙枚数	2枚以内

以下の設問1～設問3の問い全てに解答しなさい。

【設問1】以下の事実の概要を踏まえ、問いに解答しなさい。

【事実の概要】

Y市市長は、X所有の倉庫を一般用倉庫と評価しその登録価格を決定した。これを受けて市長の権限の委任を受けた同市α区長は、昭和62年から平成26年まで、市長の決定に基づいて同倉庫に対する固定資産税及び都市計画税(以下、固定資産税等という)の賦課決定を行い、Xは、昭和62年度以降、本件各決定に従って固定資産税等を納付してきた。

ところがその後、平成26年4月になって、Xから本件倉庫の評価に対し疑義が呈されたことから、Y市市長から固定資産税等の賦課徴収に関し権限の委任を受けていたY市α区長は、本件倉庫の評価について再調査を行い、その結果、本件倉庫が冷凍倉庫等に該当するとして、平成26年5月26日付で、平成14年度から同26年度までの登録価格を修正した旨をXに通知し、そのうえで上記各年度に係る本件倉庫の固定資産税等の減額更正を行い、平成14年度～同25年度までの固定資産税等につき、納付済み税額と上記更正後税額との差額として900万円をXに還付した。

これに対してXは、未還付となっている昭和62年度～平成13年度の固定資産税等の過納金相当額800万円の支払いを求めて国家賠償請求訴訟(国家賠償法1条1項)を提起した。なお、Xはこの間、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出を行ったことはない。

問1 Xの本件訴えが適法な訴えとして認められるべきか否かについて、本件訴えを適法な訴えであるとした場合に生じる行政法理論上の問題点について検討しつつ、自己の見解を述べなさい。

【設問2】以下の事実の概要を踏まえ、問いに解答しなさい。

【事実の概要】

原子力規制委員会は、平成26年11月1日、電力会社Aに対して、原子炉等規制法43条の3の5～同法43条の3の7に基づき、AがK市内に建設予定の原子力発電所について、原子炉(以下、原発という)の設置許可処分をした。

これに対して、原発設置予定地から半径5キロ圏内に居住する住民X1～X50(以下、Xらという)が、同原発が設置されることによって、自己の生命身体に重大な被害が及ぶ蓋然性が高いとして、またK市も「自治体の存立を維持する権利」(＝地方自治権)が侵害されるなどとして、平成27年12月15日、原子力規制委員会の行った本件設置許可処分の無効確認訴訟を提起した。

問1 この場合の無効確認訴訟の被告は誰か？

問2 本件については、原発の設置主体である電力会社Aに対する民事差止訴訟も可能と考えられるが、そのような場合であっても、XらやK市が、原子力規制委員会による本件設置許可処分について無効確認訴訟を提起することは可能か？自己の見解を述べなさい。

問3 本件無効確認訴訟に関してXら、及びK市の原告適格は認められるのか？判例、学説を踏まえつつ自己の見解を述べなさい。

【設問3】以下の事実の概要を踏まえ、問いに解答しなさい。

【事実の概要】

G共和国国籍を有する原告Xは、平成25年5月11日、成田空港に到着し短期滞在(入管法2条の2及び別表第一の三)、在留期間15日(入管法施行規則3条及び別表第二)の資格での上陸許可を受けて本邦に上陸し、その後在留期限を超えて本邦に不法残留した。

平成26年9月4日、Xは旅券不携帯の嫌疑で現行犯逮捕され、その後東京入国管理局審査官から不法残留(入管法24条4号ロ)に該当する旨の認定を受け、さらに東京入管特別審査官もこの認定を是認する判定を行った。

そこで原告は、法務大臣に対して出入国管理及び難民認定法49条1項に基づく異議の申出を行ったが、平成26年12月28日、法務大臣は原告の申出には理由がない旨の裁決を行った。

この法務大臣の裁決を受け、東京入管主任審査官は、原告Xに対して退去強制令書発布処分をおこない、即日原告を東京入管収容所へ収用した。

問1 東京入管収容所へ収容されたXが、日本国に適法に滞在したいと望む場合、どのような訴訟を提起するのが最も適切と考えられか？最も適切と考えられる訴訟の類型を明示し、そのように考えた理由を述べなさい。

参考資料：税関関連法令

【設問 1】

—地方税法—

第 423 条 1 項 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

第 432 条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格(第三百八十九条第一項、第四百七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。)について不服がある場合においては、第四百十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後六十日まで若しくは第四百十九条第三項の規定による公示の日から同日後六十日(第四百二十条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後六十日)までの間において、又は第四百七条第一項の通知を受けた日から六十日以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

2 行政不服審査法第十条から第十三条まで、第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項並びに第二十一条の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。

3 固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

第 433 条 固定資産評価審査委員会は、前条第一項の審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から三十日以内に審査の決定をしなければならない。

2 不服の審理は、書面による。ただし、審査を申し出た者の求めがあつた場合には、固定資産評価審査委員会は、当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調書に関する事項についての説明を求めることができる。

5 審査を申し出た者は、市町村長に対し、当該申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 既にした照会と重複する照会

三 意見を求める照会

四 回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

五 当該審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に関する事項についての照会

6 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、第二項の規定にかかわらず、審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて、公開による口頭審理を行うことができる。

7 前項の口頭審理を行う場合には、固定資産評価審査委員会は、固定資産評価員その他の関係者の出席及び証言を求めることができる。

8 第六項の口頭審理の指揮は、審査長が行う。

9 固定資産評価審査委員会は、当該市町村の条例の定めるところによつて、審査の議事及び決定に関する記録を作成しなければならない。

10 固定資産評価審査委員会は、第三項の規定によつて提出させた資料又は前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。

11 行政不服審査法第二十二條、第二十三條、第二十六條、第二十七條、第二十九條、第三十條、第三十三條、第三十六條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項及び第二項、第四十一條第一項、第四十二條第一項から第三項まで並びに第四十四條の規定は、第一項の審査の決定について準用する。

12 固定資産評価審査委員会は、第一項の規定による決定をした場合においては、その決定のあつた日から十日以内に、これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもつて通知しなければならない。この場合において同項の期限までに決定がないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があつたものとみなすことができる。

第 434 条 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

2 第四百三十二条第一項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第 434 条の 2 固定資産評価審査委員会は、固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

【設問 2】

—原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)—

第二十三条 発電用原子炉以外の原子炉(以下「試験研究用等原子炉」という。)を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数

- 四 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに試験研究用等原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）
- 五 試験研究用等原子炉及びその附属施設（以下「試験研究用等原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 試験研究用等原子炉施設の工事計画
- 七 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分方法

第二十四条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 三 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

第二十四条の二 原子力規制委員会は、第二十三条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が前条第一項第一号、第二号（試験研究用等原子炉の運転に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第二十三条の二第一項の許可をしてはならない。

2 前条第二項の規定は、第二十三条の二第一項の許可に準用する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。

- 一 第三十三条第二項又は第三項の規定により第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合において、第四十三条の三の三十一第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の三の五第一項の許可を与えない。

- 一 第四十三条の三の二十第二項の規定により第四十三条の三の五第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

【設問 3】

—入管法（出入国管理及び難民認定法）—

第 2 条の 2 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

.....

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

ロ 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十条第五項の規定により本邦に在留することができる期間を含む。第二十六条第一項及び第二十六条の二第二項（第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）を経過して本邦に残留する者
 三 第二十二條の四第七項（第六十一條の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

.....

第 47 条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第 24 条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに理由

を付した書面をもつて、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。

第 48 条 前条第 3 項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審査官に対し口頭審査の請求をすることができる。

8 特別審査官は、口頭審査の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第 49 条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

第 49 条 前条第 8 項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

3 法務大臣は、第 1 項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第 24 条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、第 51 条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第 50 条 法務大臣は、前条第 3 項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 前項の場合には、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

3 法務大臣は、第 1 項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

4 第 1 項の許可は、前条第 4 項の規定の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

別表第一の三

三

在留資格	本邦において行うことができる活動
------	------------------

文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

—入管法施行規則—

3条 法第2条の2第3項に規定する在留期間は、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
外交	法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動（「外交活動」と称する。）を行う期間
技術・人文知識・国際業務	五年、三年、一年又は三月
企業内転勤	五年、三年、一年又は三月
...
短期滞在	九十日若しくは三十日又は十五日以内の日を単位とする期間
留学	四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月
...
家族滞在	五年、四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月
永住者	無期限
日本人の配偶者等	五年、三年、一年又は六月
永住者の配偶者等	五年、三年、一年又は六月
定住者	一 法第七条第一項第二号の告示で定める地位を認められる者にあつては、五年、三年、一年又は六月 二 一に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間